

— 平成31年度分 個人市・府民税の申告について —

個人市・府民税の申告について

個人市・府民税は、道路・橋梁・公園の整備から、教育・福祉にいたる日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆様にご負担いただく大切な税金で、1月1日現在にお住まいの市町村において課税することとされております。

1月1日現在に大阪市内にお住まいの方は、次に該当する方を除き、3月15日までに1月1日現在の住所地の区を担当する市税事務所へ前年中(1月1日～12月31日)の所得金額などを記載した申告書をご提出ください。

提出期限

平成31年3月15日(金)

提出先

お住まいの区を担当する市税事務所・臨時申告受付会場

※臨時申告受付会場は、同封のピラをご覧ください。

＜申告書を提出する必要がない方＞ ※詳細は同封の「申告の手引き」をご覧ください。

○所得税の確定申告をされた方

※ただし、上場株式等の譲渡または配当等に係る所得について、所得税と個人市・府民税において異なる課税方式を選択される場合は、申告書と付表(課税方式選択用)をご提出ください。

○給与所得のみで、給与支払者(勤務先)から給与支払報告書が提出されている方

○公的年金等の所得のみの方

○前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方(個人市・府民税が非課税となる方)

・扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいない場合…35万円(給与収入の場合、年収100万円)

・扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいる場合…35万円×(本人+扶養親族等)の人数+21万円

平成31年度から実施される税制改正(前年度からの変更点)

配偶者控除の改正

配偶者控除について、控除が適用される納税義務者本人の合計所得金額に所得制限が設けられ、合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除を適用できないこととされました。また、納税義務者本人の合計所得金額に応じて控除額を逡減することとされました。

＜配偶者控除の改正内容＞

配偶者控除の区分	改正前 (平成30年度)	改正後(平成31年度以後)			
		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般 (69歳以下)	33万円	33万円	22万円	11万円	0円
老人 (70歳以上)	38万円	38万円	26万円	13万円	0円

配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除について、配偶者控除と同じ所得控除額33万円の対象となる配偶者の所得階層(改正前:38万円超45万円未満)の上限額を90万円に引き上げるとともに、配偶者特別控除が適用できる配偶者の所得上限額(76万円)についても

123万円に引き上げられました。また、納税義務者本人の合計所得金額に応じて、控除額を逡減することとされました。(改正後の控除額は同封の「申告の手引き」をご覧ください。)

(参考) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

○納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額900万円以下の場合)

